

平成24年12月25日

独立行政法人国立大学財務・経営センター情報セキュリティポリシー概要

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の情報及び情報システムについて、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、国民の安心及び信頼を損なうことなく継続的かつ安定的な事業活動の実施を確保するために、適切な情報セキュリティ対策を実施することが必要不可欠である。

このため、センターにおいては、情報セキュリティ対策の包括的な規程として、次の事項を内容とする情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定し、情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保に最大限取り組むこととする。

また、センターの情報資産を利用することを許可されたすべての者は、この目的を果たすため、本ポリシーの実施に責任を負うとともに、本ポリシーを遵守しなければならない。

1. 組織・体制

センターの情報セキュリティに対する組織体制及び管理体制並びにそれらの責任、権限及び任務を明確にするために、センターの情報セキュリティを適切に確保する体制を規定する。また、本ポリシーの定める内容を適切に把握し実践する。

2. 情報セキュリティ管理

センターにおける情報及び情報資産を適切に管理し、それらを取り扱うことを認められた利用者の責任及び権限を明らかにするために、センターの情報セキュリティを適切に確保する管理方針を規定する。

3. 物理的保護

センターにおける情報及び情報システムに対する物理的な保護対策を行い、不正な侵入、災害による破損又は情報漏洩等を防止するために、センターの情報セキュリティを適切に確保する方針を規定する。

4. 業務の継続性の確保

センターにおける情報及び情報システムの障害、故障又は事故による業務の停止又は被害を最小限に抑えるために、業務の継続性を確保する対策方針を規定する。

5. 情報セキュリティ監査

センターにおける情報及び情報システムに対する情報セキュリティ対策が適切に実施されているかを監査し、必要に応じて問題点の改善を行う。